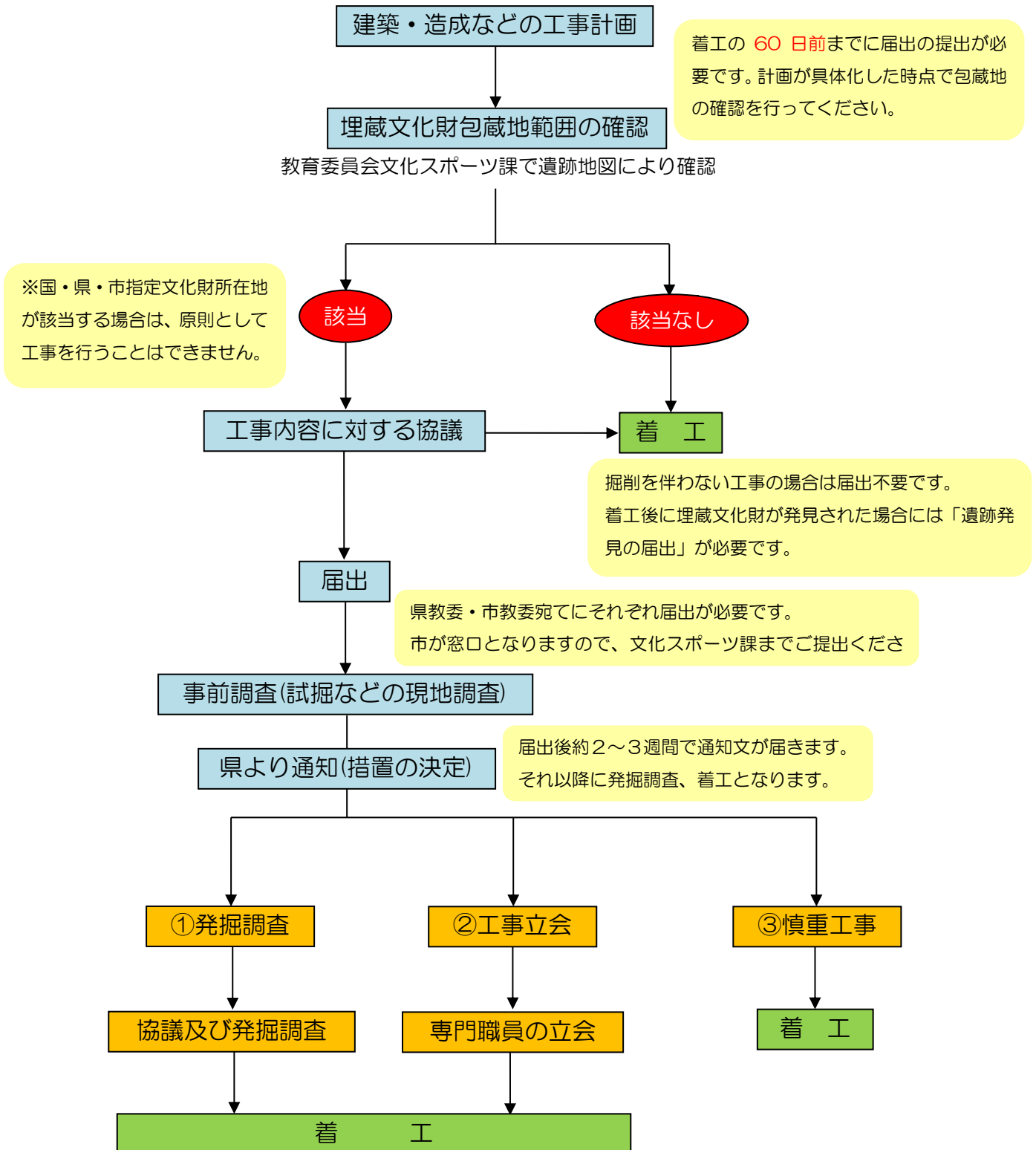


## 埋蔵文化財取扱い手続きのフローチャート



## 埋蔵文化財発掘の届出の対象となる工事内容

土地の掘削を伴う工事はすべて届出及び事前調査の対象です

### 【対象となる工事の例】

- ・土地の造成（特に切土を伴う場合）
- ・擁壁・側溝等の設置
- ・建築物の基礎設置工事
- ・合併浄化槽の設置
- ・地盤改良工事
- ・上下水道の敷設
- ・道路(私道)の設置・拡幅等工事                      など

※ここに挙げた工事以外でも土地の掘削を伴う場合は、届出及び事前調査が必要です。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行うときには

工事着手の 60 日前までに、定められた様式により市教育委員会を通して熊本県教育長へ届出が必要です。県教育長と市教育長宛てに、それぞれ 1 部ずつ書類を作成し、市の埋蔵文化財担当の窓口へ提出してください。提出後に市の担当者が現地踏査を行い、試掘調査などの措置を判断し連絡します。

なお、届出がされた後、熊本県教育長から埋蔵文化財の保護に関し、必要な事項の指示、勧告、協議を求められることがあります。工事による影響が埋蔵文化財に及ぶ場合は、発掘調査が必要となる場合が数多くありますので、調査期間等を考慮のうえ工期等を計画してください。

（関係法令等）

文化財保護法第 9 3 条、第 9 4 条、

文化財保護法施行令第 1 条

埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則第 2 条・第 3 条・第 4 条

届出に必要な書類

- 1 埋蔵文化財発掘の届出について
- 2 別記
- 3 図面一式（所在地図、配置図、断面図）

※様式は市ホームページの、観光・文化＞文化＞文化財＞埋蔵文化財＞埋蔵文化財とその取り扱いについて、にも掲載しています。